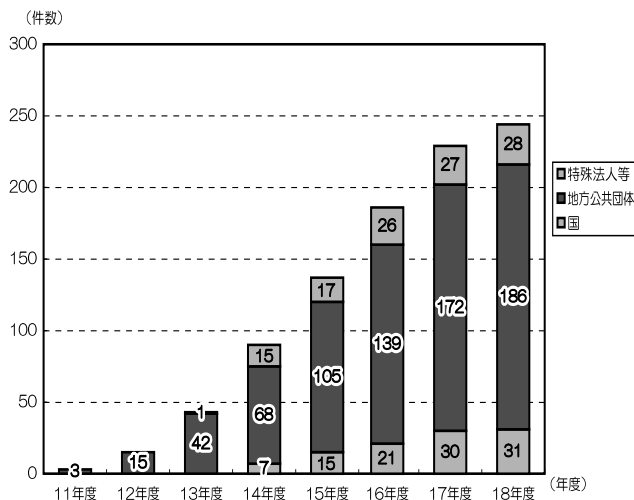


P F I を巡る動向について

大阪府総務部市町村課総務・企画グループ 古石 勝 寛

はじめに

『民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律（以下「P F I法」という。）』が、平成11年7月に制定され、平成18年8月31日現在、P F I法に基づく実施方針が全国で245件公表されています（内閣府民間資金等活用事業推進室取りまとめ：図表1）。そのうち、地方公共団体が実施している事業数は185件あり、毎年着実に実績を積み重ねています。



図表1 P F I法に基づいて公表された実施方針（累計）

平成11年7月のP F I法施行以降、P F Iが一層活用されるよう改善を図るため、平成13年12月と平成17年8月に大きく改正されています。

まず、平成13年12月では以下の改正（ポイント）が行われました。

- ① 行政財産である土地をP F I事業として使用する場合、P F I事業者の土地の借地権については、用途・目的を妨げない限度において1年ごとに使用許可の更新を要していたが、事業期

間中については、行政財産の使用許可の更新を行わずに貸付を行うことができる。

- ② 行政財産である土地の上で、P F I事業とP F I事業以外の施設の合築（一棟の建物の区分所有）を行う場合、P F I事業者に対し行政財産である土地の貸付を行うことができる。
- ③ ②により行政財産である土地の貸付を受けたP F I事業者がP F I事業終了後も継続してP F I事業以外の施設を所有しようとする場合、P F I事業者に対し行政財産である土地の貸付を行うことができる。

これらの改正により、行政財産である土地において、P F I事業施設に係る借地権については事業期間を通じて設定することが可能となり、P F I事業者の地位及び事業の安定化が図られました。

そして、平成17年8月には、P F Iの基本理念である「民間事業者の有する技術及び経営資源、創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されること」の推進・実現を図るため、更なる改正がなされました。

今回は、平成17年8月のP F I法改正のポイントの解説とともに、今後の動向について紹介します。

平成17年8月の改正内容（ポイント）

- 1 P F I事業がサービス分野を対象とすることの明確化（第1条関係）
- 2 国公有財産（行政財産）の貸付の拡充（第11条の2関係、第11条の3関係）
- 3 P F I事業と指定管理者制度との整合（第9条の2関係）

1 PFI事業がサービス分野を対象とすることの明確化（第1条関係）

PFI法第1条である目的規定において、『国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保』することが明記されました。

PFI法が施行された当時は、“PFI事業は建設から維持管理まで”という考え方が主流でしたが、各団体の財政状況が厳しい状況が続く中、「新たな箱物を建設せずに既存施設の有効活用を図る」、「低コストで維持管理を行う」という考え方が広がりを見せ、いわゆる「運営型PFI」といわれるものが増えてきました。

この運営型PFIの府内市町村での事例としては、「八尾市立病院維持管理運営事業」があります。

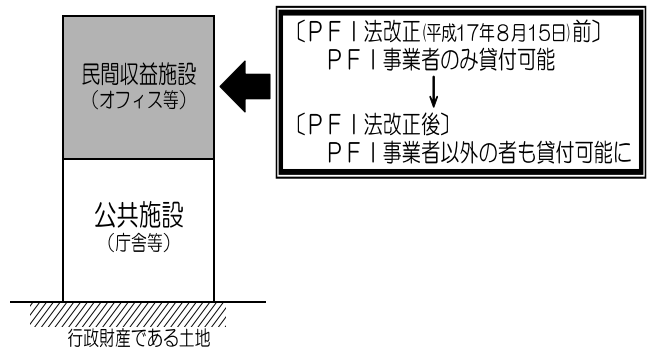
これは市がPFI事業とは別に病院の施設の設計・建設を行い、PFI事業者は事業期間中の病院施設の維持管理及び電子カルテ、総合医療情報システムの運用などの医療関連サービス等の運營業務を行うものであり、平成16年5月からPFI事業として実施されています。

このように、平成17年の改正以前から建設を伴わず維持管理・運営のみであってもPFIの対象であるという解釈がなされていましたが、PFI法にはその旨の規定はありませんでした。そこで、運営型PFIもPFIの対象であるということが、今回、法律上も明確にされました。

2 国公有財産（行政財産）の貸付の拡充

①公共施設等と民間施設との合築建物の場合（第11条の2関係）

これは、公共施設（PFI事業）と民間の施設（PFI事業以外）を一棟の建物で合築する場合、平成13年12月の法改正より合築建物の民間施設部分について、PFI事業者に対して行政財産である土地の貸付が可能となりました。平成17年の改正ではこの要件がさらに緩和され、『民間施設部分をPFI事業者から譲渡された第三者についても、行政財産の貸付が引き続き可能（再譲渡の場合も同様）』となりました。（図表2）これは、リスクの分離をより徹底し、民間事業者の事業参画を進



図表2 行政財産の貸付の拡充
（公共施設等と民間施設との合築建物の場合）

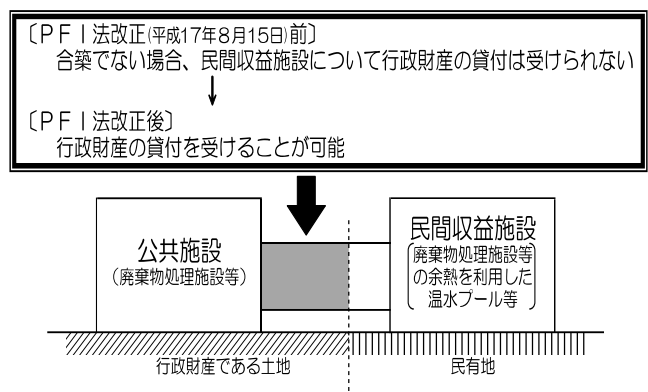
めていこうとするものです。

具体的に述べると、民間施設における事業が経営不振に陥った際に、PFI事業者は民間施設部分を転売できるようになったということです。このことにより、付帯事業の経営悪化による公共側の対応策の選択肢が増え、公民両者にとって、よりPFI事業が実施しやすくなったと言えます。

②合築以外の形態による民間施設の併設の場合（第11条の3関係）

これまでは、合築以外の形態による民間施設への行政財産の貸付はできませんでしたが、平成17年の改正により、『特定施設*の設置事業でPFI事業の実施に資するものについては、行政財産をPFI事業者及びPFI事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に貸付も可能（再譲渡の場合も同様）』となりました。（図表3）

例えば、一般廃棄物処理施設において、余熱利用した温水プールを民間施設として運営をする場合、一般廃棄物処理施設から温水プールまで温水



図表3 行政財産の貸付の拡充
（合築以外の形態による民間施設の併設の場合）

をパイプラインで導くにあたり、廃棄物処理施設の敷地（行政財産）の中のパイプラインについても廃棄物処理施設と同じように、土地の貸付が可能となったわけです。

なお、これは全ての施設ということではなく、特定施設だけに限り認められたものです。

*特定施設

公共施設等のうち、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場、情報通信施設、熱供給施設、リサイクル施設等やこれらに準ずる施設として政令で定めるもの。（PFI法第2条第1項第3号（公営住宅を除く）、第4号、第5号に該当する施設。

3 PFI事業と指定管理者制度との整合（第9条の2関係）

PFI事業と地方自治法に基づく指定管理者制度は別の制度です。PFI事業者が、公の施設の利用料金を自らの収入として収受するなど、公の施設の管理を包括的に実施するときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者制度を採用しなければなりません。

そこで、指定管理者でもあるPFI事業者が維持管理を円滑に行うために、『指定管理者が管理する期間等について、PFI事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮に努める』ことが明記されました。

事業者選定方法に関する動き

昨今、国内外において、公共事業の入札制度の改善・見直しについて検討が進められています。

海外では、EUで『競争的対話（交渉）方式』という制度が採用されています。これは、一般競争入札、選択的競争入札（指名競争入札）、随意契約に次ぐ第4の契約形態といわれており、発注者は全ての業者に対して公平な取り扱いをすることを前提に、発注者と受注しようとする者（以下「受注予定者」という。）が、事業提案に関するあらゆる事項について発注者が満足するまで対話（交渉）をするものです。対話（交渉）終了後、受注予定者は最終提案書

を提出します。この手法では、当初発注者が想定していなかったような新技術やノウハウを活用しやすくなります。

また、国内では「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図り、公共工事の品質確保を促進することを目的として、平成17年4月に『公共工事の品質確保の促進に関する法律』が施行されました。

この法律の特徴は、『段階的事業者選定方法』が採用されているところです。全ての入札について同じ入札方法を採用するのではなく、技術的な工夫の余地が小さい、特に小規模な工事については「価格競争」で、一般的な工事については「簡易型総合評価」で行います。また、技術的な工夫の余地が大きいものについて、施工上の工夫や一般的な技術提案を求める工事については「標準型総合評価」を、高度な技術や優れた工夫を含む技術提案を求める工事については「高度技術提案型総合評価」というように、それぞれの技術レベルに応じた総合評価を行い、事業者の選定を行うものです。発注者は、技術的な工夫の余地が大きいものについては、総合評価を行う前に受注予定者からの技術提案について改善を求め（交渉）を行います。（図表4）

現在、PFI事業では事業者選定の手法として、「総合評価一般競争入札」が約6割、「公募プロポーザル方式」が約4割の割合で採用されています。

平成17年の改正法の附則第3条において、『事業者選定時における民間事業者との対話のあり方、段階的事業者選定のあり方、事業者選定手続の透明性及び公平性の確保等について検討する』即ち、段階的事業者選定方法の導入など新しい入札制度の導入について検討することが明記されました。

この条文を受けて内閣府では、平成18年3月に「PFIにおける今後の入札制度の在り方に関する検討委員会」が設置され、EUでの競争的対話（交渉）方式の運用実態や国内PFI事業の事業者選定手続きの課題の把握、望ましい入札契約の在り方などについて検討され、現在取りまとめが行われているところです。

なお、国土交通省では、公共工事の入札契約について段階的事業者選定方法が昨年末から採用されています。

PFI事業は、一般の公共工事のように建設が終われば事業完了というものではなく、病院など管理運営が複雑なものがあります。従って、工事についての技術提案だけでなく、管理運営についての提案も重要となります。発注者と受注予定者が対話（交渉）を行い、より良い事業提案ができることは、PFIの目的である「低廉かつ良好なサービスの提供を確保」の達成にも資するものであり、PFI事業においても「競争的対話（交渉）方式」や「段階的事業者選定方法」が採用されるのではないかと考えられます。

PFI法は施行より約7年が経過していますが、PFIは今も発展途上にあり、今後更により事業提案、幅広い事業での活用が期待されることから、改正法の附則第2条において、『民間事業者の技術活用

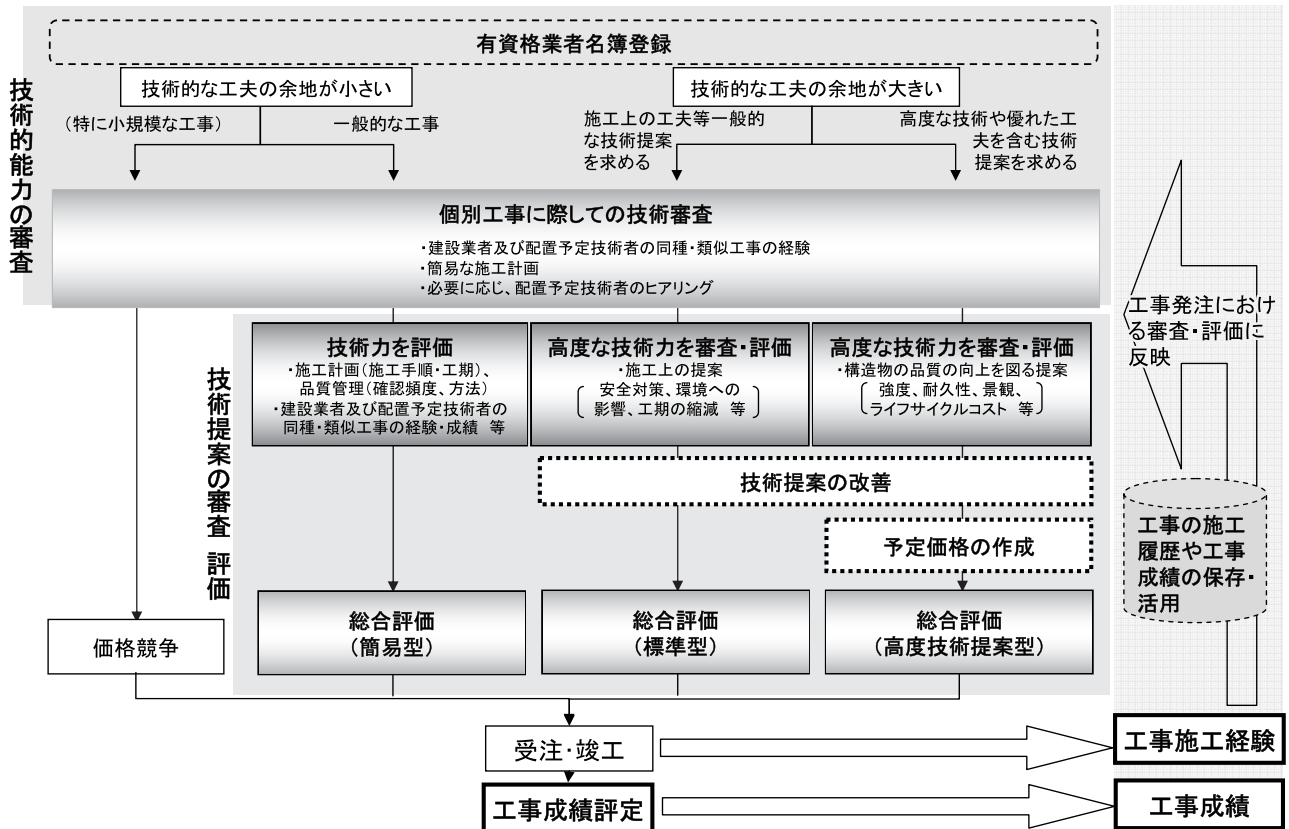
及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の緩和・撤廃の状況について検討するため、少なくとも3年ごとに見直しを行う』ことが明記されました。

以上のことを踏まえ、PFI導入の検討に際しては、今後の法改正に向けた動向にも十分留意して下さい。

参考資料

- ・民間資金等活用事業推進委員会第18回合同部会資料（2001）「PFI法の改正について（要点）」
- ・平成14年4月1日付け総務事務次官通知「地方公共団体におけるPFI事業についての改正について」
- ・第12回民間資金等活用事業推進委員会資料（2005）「PFI事業の現況等について」
- ・内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）（2006）「PFI法の改正について」

公共工事における技術力の評価・活用



※個別工事に際しての技術審査：建設業者の施工能力の確認を行う。
 ※技術力を審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数付け（評価）を行う。
 ※技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。
 ※総合評価：技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図表4 公共工事における技術力の評価・活用（出典：内閣府「民間資金等活用事業推進委員会」第10回総合部会資料）